

病第2号議案

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号アただし書中「1.05」を「1.08」に改め、同項第2号中「他の」を「健康保険法第63条第2項第4号（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）として他の」に、「1.05」を「1.08」に改め、同項第3号中「特別室を利用する」を「選定療養として特別の病室（以下「特別室」という。）の提供を受ける」に改め、同項第5号及び第6号中「1.05」を「1.08」に改める。

別表中「52,500円」を「54,000円」に、「26,250円」を「27,000円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「15,750円」を「16,200円」に、「5,250円」を「5,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療等、特別の病室の提供並びに検診及び人間ドックの申込み並びに診断書等の交付の申請（以下「診療等」という。）に係る使用料及び手数料並びに利用料金について適用し、同日前の診療等に係る使用料及び手数料並びに利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市立市民病院等の使用料等について消費税及び地方消費税相当分を改定する等のため、横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市病院事業の経営する病院条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

（使用料及び手数料）

第2条 横浜市立市民病院及び横浜市立脳血管医療センター（介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）を除く。以下「横浜市立市民病院等」という。）を利用する者（横浜市立市民病院における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定に基づき入院する者を除く。）は、次に掲げる額（横浜市立市民病院にあっては第6号、横浜市立脳血管医療センターにあっては第4号及び第5号に掲げる額を除く。）の使用料又は手数料を納付しなければならない。

(1) 診療を受ける場合は、次に掲げる額

ア 一般診療（イからオまでに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。）を受けるときは、次に掲げる算定方法又は基準（以下「算定方法等」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（(7)から(9)まで及びイからオまで省略）

(2) 健康保険法第63条第2項第4号（同法第149条において準用他の
する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第64

条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）として他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるときは、前号ア(ア)に掲げる算定方法により初診料及び診療情報提供料（紹介に係るものに限る。）として算定される額の合計額に相当する額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程（以下「規程」という。）で定める額

- (3) 選定療養として特別の病室（以下「特別室」という。）の提供を受ける特別室を利用する場合、1日につき別表に定める額の範囲内で規程で定める額

（第4号省略）

- (5) がんの検診を受ける場合は、算定方法等により算定した額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額の範囲内で規程で定める額。ただし、算定方法等により算定し難い場合は、実費相当額及び消費税相当額の合算額の範囲内で規程で定める額

- (6) 人間ドックを受ける場合は、算定方法等により算定した額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額の範囲内で規程で定める額。ただし、算定方法等により算定し難い場合は、実費相当額及び消費税相当額の合算額の範囲内で規程で定める額

（第7号から第9号まで及び第2項省略）

別表（第2条第1項第3号、第4号、第7号及び第8号）

項 目	区 分	金 額 （消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないときは（ ）内の金額）

特別室料	個室	浴室又はシャワー室及びトイレ付き	面積が25平方メートル以上	<u>54,000円</u> 52,500円 (50,000円)
			面積が25平方メートル未満	<u>27,000円</u> 26,250円 (25,000円)
		トイレ付き	面積が25平方メートル以上	<u>27,000円</u> 26,250円 (25,000円)
			面積が25平方メートル未満	<u>21,600円</u> 21,000円 (20,000円)
	その他の個室		<u>16,200円</u> 15,750円 (15,000円)	
	その他		<u>5,400円</u> 5,250円 (5,000円)	
(省 略)				
文 書 料	診断書等 1 通につき		<u>5,400円</u> 5,250円	
(省 略)				